



いくじ 4 育児

日本には、家庭内で子どもの保育ができない場合、保護者に代わって子どもを預かってくれる施設があります。また、一時的に子どもを預かってくれる制度や子育ての仲間づくりを応援する施設などもあります。

にんか ほいくしょ えん 5-1 認可保育所(園)

にんか ほいくしょ えん (1) 認可保育所(園)とは

保育所(園)は、家族の方が仕事や病気などの理由で、昼間、子どもの世話が困難な保護者に代わって0歳から小学校入学年齢前の乳幼児の保育をしてくれる施設です。公立の保育所(園)と民間の私立保育所(園)があり、民間の私立保育所(園)には市区町村の認可を受けた保育所(園)と認可外(認可を受けていない)の保育所(園)があります。

公立保育所(園)と認可された民間保育所(園)には希望者が多く、また、入園させるにはいくつかの条件があるため、申請した人がすべて入園できるわけではありません。保育料は家族の所得によって決まり、基本的には1日8時間(7時から18時まで)の保育をします。なお、延長保育といって、20時頃まで預かってくれるところもあります。

認可外保育所(園)の保育料は、所得にかかわらずその保育所(園)の規定の料金を払わなければなりません。

<p>こうりつ にんか ほいくしょ えん しんせい ひつよう 公立および認可保育所(園)申請に必要なもの</p>	<p>がいこくじんとうろくしょうめいしょ せたいぜんいんぶん うらおもて ・ 外国人登録証明書(世帯全員分、裏表のコピー)</p> <p>げんせんちようしゅう かくていしんこく ひか ・ 源泉徴収・確定申告の控えのコピー</p> <p>もうしこ ご めんせつ ほしけんこうてちよう じさん ・ 申込み後の面接には母子健康手帳を持参すること</p>
--	---